

提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適なプランを作成するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

評価委員の一人あたりの評価点の満点は、422点とします。

評価委員が提案書及びヒアリング内容を、A：5点、B：3点、C：1点、D：0点で評価し、評価点を与えます。

3 評価点の最も高いものが2以上あるときの対応

- (1) 別表評価項目のうち、評価項目1～4の合計点が高いものを受託候補者として特定します。
- (2) (1)を比較してもなお、受託候補者が特定できない場合は、評価項目1～7において、A（5点）が多いものを受託候補者として特定します。
- (3) (1)及び(2)を行ってもなお、受託候補者が特定できない場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同点の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価方法

- (1) 基準
別表のとおり
- (2) 不適格

評価項目1～4の小項目いずれかのうち、評価委員の過半数がD（0点）と採点した場合は、その提案者は不適格とします。